

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー約款

第1条 (約款の適用)

SCSKセキュリティ株式会社又はそのグループ会社（以下「当社」）は、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー約款（以下「本約款」）を定め、これによりクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー（以下「クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー」）を提供します。本約款は、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用にかかわる一切の事項に適用されます。

- 2 クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用にあたっては、本約款のほか別途締結した SCSK セキュリティクラウドサービス約款（以下「基本約款」）の定めが適用されるものとします。
- 3 本約款の内容と基本約款の内容に齟齬がある場合、本約款の内容が優先されるものとします。また、本約款の内容と第6条に定義される仕様書の内容に齟齬がある場合、仕様書の内容が優先されるものとします。

第2条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
クラウドセキュリティ製品	パブリッククラウド環境において生じる新たなセキュリティ脅威を検出及び排除し、コンプライアンス準拠を継続的にサポートするサービスや製品全般を指します。お客様により別途契約されている必要があります。
クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー	クラウドセキュリティ製品により、パブリッククラウド上のリソースを検出・監視し、セキュリティリスクに繋がる設定ミスやポリシー違反等の検知と通知、設定修復の実施、詳細調査及び対策案の提示等を行うサービスとなります。
基本メニュー	クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューをご利用頂く際に、必ずご購入頂く基本機能を備えたサービスです。
オプションメニュー	基本メニューをご利用のお客様が、ご利用用途によってご選択できるサービスです。
クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー契約	第5条の規定に従い締結するクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用に関する契約を指します。
お客様	当社との間でクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューに関する契約を締結した者を指します。

第3条 (利用資格)

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューを利用するには、当社が指定するクラウドセキュリティ製品のライセンス及びサービス（以下あわせて「クラウドセキュリティ製品のライセンス等」）の契約者である必要があります。

- 2 お客様は、クラウドセキュリティ製品のライセンス等の有効な契約がなかったために、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューを利用できない場合でも、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの料金の支払義務

を負うものとします。

第4条 (利用の協力)

当社がクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューを行うために必要な技術援助を求めた場合、お客様は必要に応じてこれらを当社に提供するものとします。

第5条 (クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの申込み・変更・解約の方法)

お客様は、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの新規申込みにあたっては、基本約款に従い、注文書を当社に提出するものとし、基本約款の定めに従って契約が成立するものとします。

- 2 お客様は、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの新規申込み・変更・解約又はオプションメニューの新規/追加申込み・変更・解約にあたっては、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。
- 3 クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの変更は、当社がこれを承諾した時に成立します。

第6条 (仕様)

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの内容は、本約款のほか、当社のクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー仕様書及び案件個別の個別条件書（以下「仕様書」）に定めます。

- 2 当社は、お客様の承諾を得ることなく、仕様書を変更することができます。なお、この場合、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用に関する条件は、変更後の仕様書によります。
- 3 仕様書の変更は、基本約款第2条（約款の変更）の定めを準用するものとします。

第7条 (利用期間)

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用期間は、申込書に記載されたサービス開始日より1年間とし、お客様は、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用の申込みを行った後は、本約款その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用期間の満了の日の1か月前までにお客様から契約終了の申し出がない限りクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用期間は、同一条件で自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第8条 (料金等)

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの料金は年額とし、その詳細は見積書に定めるとおりとします。

- 2 当社は、お客様に対し、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用を開始した月（自動更新された場合は、更新月とします）の末日までに、第1項に定める料金及びこれらに賦課される消費税等額を、請求書をもって通知し、お客様は、当該請求書記載の金額を翌月末日までに一括で支払うものとします。

第9条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、1ヵ月以上に当社所定の方法で相手方に通知することにより、クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー契約を中途解約することができます。

- 2 前項によりお客様がクラウドセキュリティ運用支援サービス

CSPM メニュー契約を中途解約した場合又は当社の責に帰すべき事由によらずクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニュー契約が契約期間の途中で解除若しくは終了した場合、お客様は当社に対して既に当社に支払った料金について返還を請求することはできないものとします。

第10条 (損害賠償)

当社は、お客様がクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの利用に関して被った損害（その原因の如何を問わない。）について賠償、返金及び料金の減免等の一切の責任を負いません。

第11条 (クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの停止)

当社は、お客様のシステム環境で大量の監視ログが長時間継続して発生し、サービスの安定提供に著しい影響を与えていると判断した場合、事前に通知することなく、お客様に対するクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、お客様は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。

第12条 (免責事項)

クラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューは、以下の各号について保証されるものではなく、これによってお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 不正アクセス又はコンプライアンス違反全ての検知・防御
- (2) クラウドセキュリティ製品からの出力ログすべての取得、分析、保管

第13条 (通信の秘密)

当社は、通信の秘密にかかわるお客様の情報について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条を遵守した取り

扱いを行うものとします。

- 2 前項のもとに、当社は、お客様の同意がある場合、基本約款第19条（再委託）に基づき業務を再委託する際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含みます。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（当社の電気通信設備及びお客様の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能としたうえでお客様に情報提供すること又は公開することを含みます。）、また第三者に開示する場合があります、お客様はあらかじめこれらについて同意するものとします。
- 3 お客様は、当社がクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューの提供にあたり、セキュリティインシデントの調査等で、客観的に必要と判断される場合（以下「セキュリティインシデント調査」）、お客様の役員又は従業員による通信に関する情報（以下「通信情報」）を収集し、利用することをあらかじめ同意するものとします。
- 4 お客様は、当社がお客様に通信情報を提供する場合、セキュリティインシデント調査のために必要かつ最小限の役員又は従業員（以下「従事者」）のみに対して、通信情報を開示し又はアクセスを許諾するものとし、従事者がセキュリティインシデント調査に従事する業務期間のみならず、当該業務期間終了後も秘密保持義務を課すものとします。お客様は、通信情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、セキュリティインシデント調査以外の目的に通信情報を利用したり、通信情報を第三者に提供したりしないものとします。

第14条 (協議)

本約款に規定のない事項又はクラウドセキュリティ運用支援サービス CSPM メニューに関し疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上

附則

この約款は、2026年4月1日から実施します。